

伊豆の国市消防団応援の店制度実施要綱

制定 令和4年10月12日告示第179号

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団の福利厚生を充実させることにより、伊豆の国市消防団員（以下「消防団員」という。）を確保し、もって地域防災力の向上を図るため、消防団員及びその同伴者（以下「消防団員等」という。）に対し優遇サービスを提供する伊豆の国市消防団応援の店制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、伊豆の国市消防団応援の店（以下「応援の店」という。）とは、伊豆の国市内に店舗又は営業所を有している事業者であって、消防団員等に独自に考案する優遇サービスを提供する店として市に登録しているものをいう。

(登録の申請)

第3条 応援の店として登録しようとする事業者は、様式第1号による伊豆の国市消防団応援の店登録申請書により、市長に申請するものとする。

(審査等)

第4条 市長は、前条の規定による申請についてその内容を審査し、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合は、当該申請をした事業者を応援の店として登録する。

- (1) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営していないこと。
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的として活動していないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (4) その他応援の店として適当でないと市長が認めた事業者ではないこと。

(登録済証及び表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により応援の店として登録した事業者に、様式第2号による伊豆の国市消防団応援の店登録済証（以下「登録済証」という。）及び様式第3号による伊豆の国市消防団応援の店表示証（以下「表示証」という。）を交付

するものとする。

(表示証の掲示等)

第6条 応援の店は、次のいずれかの方法により、応援の店であることを周知するものとする。

(1) 表示証を応援の店の見やすい場所に掲示する方法

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、インターネット等による広告に応援の店である旨を掲載する方法

(メンバーシップカード)

第7条 市長は、消防団員に様式第4号によるメンバーシップカードを交付する。

2 消防団員は、応援の店から優遇サービスの提供を受けようとするときは、メンバーシップカードを提示しなければならない。

3 消防団員は、紛失、破損その他の理由によりメンバーシップカードの再交付を受けようとするときは、様式第5号によるメンバーシップカード再交付申請書により市長に申請しなければならない。

4 消防団を退団した者は、速やかにメンバーシップカードを市長に返還しなければならない。

(禁止行為等)

第8条 消防団員等は、第4条の規定により登録されている優遇サービス以外の優遇措置を応援の店に強要することその他の不適切な行為をしてはならない。

2 消防団員は、メンバーシップカードを不正に使用し、並びに他人に貸与し、及び譲渡してはならない。

3 応援の店は、消防団員等が前2項の規定に違反したときは、様式第6号による禁止行為違反等報告書により、市長に報告することとする。

4 前項の規定による報告を受けたときは、市長は、違反をした消防団員が所属する分団の分団長（当該消防団員が本部員の場合にあつては、団長）（以下「分団長等」という。）に、調査させるものとする。

5 消防団員が第1項及び第2項の規定に違反したときは、分団長等は、速やかに当該消防団員のメンバーシップカードを返還させるとともに、様式第7号によるメンバーシップカード不正利用等報告書により市長に報告しなければならない。この場合において、返還させた日から1年を経過したときは、前条第3項の規定に準じて、メンバーシップカードの再交付を申請することができる。

(応援の店の公表等)

第9条 市長は、応援の店の名称、優遇サービスの内容等を、ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(登録の変更又は廃止)

第10条 応援の店は、登録の内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、様式第8号による伊豆の国市消防団応援の店登録変更・廃止届を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により登録を廃止しようとする応援の店は、登録済証及び表示証を市長に返還するものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により登録したとき、その他応援の店として適当でないと認めたときは、当該応援の店の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された者は、速やかに登録済証及び表示証を市長に返還しなければならない。

(免責等)

第12条 市は、応援の店が実施する優遇サービスの提供に関し、代理人、仲介人等にならず、その法的責任を負わない。

2 優遇サービスの提供に際し問題が生じた場合は、当該優遇サービスを受けた消防団員等と応援の店との間で解決しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

伊豆の国市消防団応援の店登録申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

申請者 所在地

名称

代表者氏名

私は、下記のとおり伊豆の国市消防団員等に優遇サービスを実施することにより、伊豆の国市消防団を応援します。

店舗・営業所の内容

名称	
代表者氏名	
所在地	〒
電話番号	
ホームページアドレス	
営業時間	時 分 ~ 時 分（24時間表示）
定休日	

優遇サービスの内容

--

(裏)
誓約書

私は、伊豆の国市消防団応援の店登録の申請に当たり、次の事項について誓約します。また、誓約の内容に偽りがあった場合は、伊豆の国市消防団応援の店登録の決定の取消しに異議なく応じます。

【暴力団の排除に係る誓約】 ※該当する項目の□に✓を入れてください。

- 1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団（伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1(1)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

店舗・営業所の名称

代表者名

(署名又は記名押印)

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市長

印

伊豆の国市消防団応援の店登録済証

伊豆の国市消防団応援の店制度実施要綱の規定に基づき、下記の店舗又は営業所を伊豆の国市消防団応援の店として登録したことを証明します。

記

店舗又は営業所の名称	
代表者氏名	
所在地	〒
提供するサービスの内容	

様式第3号（第5条関係）（用紙 直径15センチメートル）



様式第4号（第7条第1項関係）（用紙 縦5.5センチメートル、横9.1センチメートル）

（表）



（裏）

本部 第 分団

氏 名

- ・このカードは、伊豆の国市消防団応援の店でのみ、使用することができます。
- ・消防団を退団した場合、このカードは返却してください。
- ・他人への貸与や譲渡はできません。

上記の者が『伊豆の国市消防団員』であることを証明します。

伊豆の国市長

様式第5号（第7条第3項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

メンバーシップカード再交付申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所 属 本部 ・ 第 分団
申請者 階 級
氏 名
電話番号

伊豆の国市消防団応援の店制度実施要綱第7条第3項の規定により、メンバーシップカードの再交付を受けたいので申請します。

1 再交付の理由 紛失 ・ 破損 ・ その他（ ）

2 経 緯

様式第6号（第8条第3項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

禁止行為違反等報告書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

報告者 所在地
(応援の店) 名称
代表者氏名

以下の違反行為があったので、伊豆の国市消防団応援の店制度実施要綱第8条第3項の規定により報告します。

- 1 違反の内容 メンバーシップカードの不正使用
優遇サービスの強要
その他違反行為と思われる行為

2 違反行為の概要

- 3 違反者の情報 所属：本部 （ ）分団 不明
団員名：（ ） 不明
その他の特徴：

4 備考

様式第7号（第8条第5項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

メンバーシップカード不正利用等報告書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所 属 本部 ・ 第 分団

報告者 階 級

氏 名

以下の者についてメンバーシップカードの不正使用等があったので、伊豆の国市
消防団応援の店制度実施要綱第8条第5項の規定により報告します。

1 該 当 者 階 級
氏 名

2 経 緯

様式第8号（第10条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

伊豆の国市消防団応援の店登録変更・廃止届

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

届出者 所在地
名称
代表者氏名

伊豆の国市消防団応援の店制度実施要綱第10条第1項の規定により、伊豆の国市消防団応援の店の登録について（変更・廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

1 変更内容（変更の場合のみ）

変更する事項	変更前	変更後

2 変更・廃止の時期 年 月 日